

袖ヶ浦市介護保険運営協議会(令和4年度第1回)議事録

1 開催日時 令和4年5月9日(月) 午後2時00分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 旧館3階大会議室

3 出席委員

会 長	小泉 政洋	委 員	村山 浩通
副会長	大熊 賢滋	委 員	中村 隆
委 員	大岩 みさ子	委 員	高野 圭介
委 員	齊藤 智枝	委 員	石塚 浩一
委 員	長谷川 かつえ	委 員	平野 しげ子
委 員	志村 弘道	委 員	宮崎 智弘

(欠席委員)

委 員	石川 和利	委 員	中村 美保
委 員	中村 武仁		

4 出席職員

福祉部長	今井 辰夫	高齢者支援課長	重田 克己
介護保険課 管理班長	根本 吉晴	高齢者支援課副課長 [高齢者福祉班長]	茂木 敬子
介護保険課 認定・給付班長	北島 規与泰	高齢者支援課副課長 [地域包括支援班長]	鹿島 健志
介護保険課 管理班主査	松崎 真伍		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人	傍聴人数	0人
------	----	------	----

6 次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

- (1) 令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (2) 令和3年度地域包括支援センター事業の実績について
- (3) 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者選定について
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (5) その他

4 閉会

7 議 事

<p>事務局 (根本班長)</p>	<p>出席の報告をいただいております皆様、全員お揃いでございますので、始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、事務局から3点ご報告がございます。</p> <p>まず1点目でございますが、介護サービス事業者として当協議会委員でありました佐藤理映子様が本年3月末をもって退任されたことに伴い、その後任として、4月1日付けで社会福祉法人和心会から石塚浩一様に委員をお願いしております。</p> <p>石塚委員、ひと言、ご挨拶をお願いいたします。</p>
	<p>(石塚委員あいさつ)</p>
<p>事務局 (根本班長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、2点目は議題の追加について、でございます。</p> <p>本日の会議資料につきましては、先月22日付けで事前に送付させていただいたところでございますが、その後、議題1件を追加させていただくこととなり、机上に修正後の会議次第と追加議題の資料を配布させていただいております。</p> <p>当日の配布となつてしまい誠に申し訳ございませんが、ご了承賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>続きまして3点目でございます。今年度の人事異動により事務局の体制に変更がございましたので、変更のあった職員のうち班長職以上の職員について紹介をさせていただきます。</p> <p>初めに、福祉部長の今井でございます。</p> <p>次に、高齢者支援課長の重田でございます。</p> <p>次に、高齢者支援課副課長、高齢者福祉班長事務取扱の茂木でございます。</p> <p>次に、介護保険課認定・給付班長の北島でございます。</p> <p>最後に、私、介護保険課管理班長の根本と申します。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からの報告事項は以上でございます。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>ただいまの出席委員は12名でございます。したがって、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>これより、令和4年度第1回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>本日、石川委員、中村武仁委員、中村美保委員が所用のため欠席との報告をいただいております。</p> <p>それでは初めに、小泉会長、あいさつをお願いいたします。</p>

	(小泉会長あいさつ)
事務局 (根本班長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。</p> <p>初めに、本日、机上配布させていただきました会議次第が1部。</p> <p>次に、議題(1)資料「令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について」が1部。</p> <p>次に、議題(2)資料「令和3年度地域包括支援センター事業の実績について」と、参考資料として①から④までの計5部。</p> <p>次に、議題(3)資料「地域密着型サービス事業者公募に係る事業者選定について」が1部。</p> <p>最後に、本日、机上配布させていただきました、議題(4)資料「介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について」が1部。</p> <p>以上の9点となります。不足等はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、会議の進行につきましては、袖ヶ浦市介護保険運営協議会規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、小泉会長にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
小泉会長	<p>議事に入らせていただく前に、会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (根本班長)	<p>本日の会議は公開でございます。議事録につきましては、市公式ホームページと市役所総務課事務室にて公開してまいりますので、ご了承ください。</p> <p>委員の皆様方には、後日、議事録を送付させていただきます。</p> <p>なお、本日、傍聴の申出はございません。</p>
小泉会長	<p>皆様、会議の公開等については、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは早速議事に入らせていただきます。</p> <p>本日の議題は、その他を含めて5件となっております。</p> <p>会議次第をご覧ください。</p> <p>議題(1)は、事務局から説明を受けまして、審議の上、採決を行うものでございます。議題(2)から議題(4)までにつきましては、それぞれ事務局から説明を受け、皆様方からご意見を伺うものとなっております。</p> <p>各議題とも事務局の説明が終了した後に、質疑をお受けすることといたします。</p> <p>それでは、議題(1)の令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (鹿島副課長)	<p>【議題(1)に関する説明】</p> <p>(資料の訂正) 議題(1)資料② 正 平成19年3月 誤 平成17年3月</p>
小泉会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、ただいまの説明に対して質疑をお受け</p>

	<p>いたします。</p> <p>質疑はございませんでしょうか。</p> <p>質疑でなくてもご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。</p>
	(質疑・意見なし)
小泉会長	<p>確認ですが、ただいま説明のありました株式会社オクターヴについて、平成19年3月に県の指定を受けたとのことですが、表中の指定有効開始年月日は2019年4月となっています。これは、平成19年から何回か更新をされているということによろしいですか。今期が2019年からということ。</p>
事務局 (鹿島副課長)	<p>そのとおりで、今期の指定有効開始年月日が2019年4月1日となっております。</p>
小泉会長	<p>わかりました。</p> <p>他に質疑等はございますか。</p>
	(質疑・意見なし)
小泉会長	<p>質疑・ご意見等はないようでございますので、採決に移らせていただきます。</p> <p>令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について、認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(賛成者挙手)
小泉会長	<p>全員賛成でございます。</p> <p>よって、令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託については、承認されました。</p> <p>それでは、次の議題に移らせていただきます。</p> <p>議題(2)、令和3年度地域包括支援センター事業の実績について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (鹿島副課長)	【議題(2)に関する説明】
小泉会長	<p>説明が終わりましたので、ただいまの説明に対して質疑をお受けいたします。</p> <p>ご意見でも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。</p>
	(質疑・意見なし)
小泉会長	<p>私のほうから確認をさせていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>議題(2)資料の1ページ、項番1の表中、ケアプラン作成数について、包括担当数と委託事業所担当数というふうに区分が分かれておりまして、これらの割合は以前から半々というところかと思えます。現在、包括の民間委託が進められており、包括を民間に委託した場合、この包括担当数というのは委託した包括に移っていくという理解でよいのか、あるいは、これらの割合が変動する可能性があるのか、その点を確認したいと思います。</p>

事務局 (鹿島副課長)	現在は市の直営で包括を運営しておりますので、市で作成したものは包括担当数に、それ以外の場合は委託事業所担当数に計上しております。表の区分をどのように分けるかにもよりますが、民間に委託した包括についても包括として扱うのであれば、包括担当数は変わらないこととなりますが、市が直接作成する件数は減少することとなります。
小泉会長	わかりました。 他に質疑等はございませんか。
	(齊藤委員挙手)
小泉会長	齊藤委員。
齊藤委員	議題(2)資料の1ページ、項番2-(1)の表中の虐待に関する数について伺います。 相談実数が19件で、そのうち市が虐待と判断した実人員が1とのことですが、この差分については虐待ではなかったということでよいのでしょうか。また、虐待と判断した1件について、差し支えのない範囲で構いませんので、どのような状況であったのか、現在は解決しているのか伺います。
事務局 (鹿島副課長)	虐待と判断した1件につきましては、結果的にはご家族と離れて住んでいただくように措置したところでございます。 虐待に関する相談は様々ございまして、虐待されているのではないかと、虐待かもしれないということで、ご相談をいただく場合もございます。実際に確認に行ってみますと親子喧嘩であったということもございしますが、そのような場合であっても1回で確認作業を終わりにするのではなく、継続して確認を行い、介護が必要と思われる場合には介護認定につなげるなどのフォローをしております。
小泉会長	齊藤委員、よろしいですか。 他に質疑・ご意見等はございませんか。
	(質疑・意見なし)
小泉会長	ないようですので、次に移らせていただきます。 次に、議題(3)、地域密着型サービス事業者公募に係る事業者選定について、事務局の説明を求めます。
事務局 (根本班長)	【議題(3)に関する説明】
小泉会長	説明が終わりました。ただいまの説明に対して質疑、ご意見はございますでしょうか。
	(質疑・意見なし)
小泉会長	ないようですので、次に移らせていただきます。 次に、議題(4)、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、事務局の説明を求めます。

事務局 (鹿島副課長)	【議題(4)に関する説明】
小泉会長	ただいまの説明に対して質疑をお受けいたします。 ご意見でも結構ですので、何かございますでしょうか。
	(質疑・意見なし)
小泉会長	ないようですので、次に移らせていただきます。 次に、議題(5)、その他でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。
	(発言者なし)
小泉会長	事務局から報告等ございますか。
事務局 (根本班長)	事務局から、次回の介護保険運営協議会の開催日程について、ご連絡させていただきます。 次回の運営協議会でございますが、年間予定表でお示しさせていただきましたとおり、7月19日火曜日の午後2時から、こちらの会議室にて開催する予定でございます。 議題につきましては、令和3年度介護保険事業の実績について、袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の令和3年度取組事業の進捗状況について、などを予定してございます。 よろしく願いいたします。
小泉会長	それでは、本日予定しておりました議案の審議は全て終了いたしました。 以上で、議長の任を解かせていただきます。 議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。
事務局 (根本班長)	ありがとうございました。 以上をもちまして、令和4年度第1回袖ヶ浦市介護保険運営協議会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

令和4年度第1回 袖ヶ浦市介護保険運営協議会

日 時 令和4年5月9日（月）
午後2時00分～

場 所 市役所旧館3階大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について
- (2) 令和3年度地域包括支援センター事業の実績について
- (3) 地域密着型サービス事業者公募に係る事業者選定について
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について
- (5) その他

4 閉 会

議題(1)―① 令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について(事後承認)

●指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント:介護予防支援も介護予防ケアマネジメントも基本的な考え方や流れは同じであり、要支援者等がサービスの円滑な利用ができるよう、心身の状況を把握しケアプランを作成したり、サービス事業者との連絡調整等を行う業務です。

●令和4年4月1日現在、40事業所(市内10事業所、市外30事業所)と契約しております。今回追加となる下記の事業所より本市との業務委託契約の希望がありましたので、承認を求めるものです。

令和4年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所(追加分)

No.	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所			運営主体	
			住所	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	住所	法人名
1	1271102582	アクア居宅介護支援事業所	木更津市金田東6丁目47番地23	2017/6/1	2023/5/31	千葉県木更津市金田東6丁目47番地23	アクアサポート有限会社

【補足説明】

「アクア居宅介護支援事業所」につきましては、ご利用者様がこの事業所のことをよくご存じであり、ケアマネジメントの依頼を強く希望された経緯があります。本来、当業務の委託については、公正・中立性を確保する観点から、委託について事前に運営協議会のご承認を頂くものですが、4月8日よりご利用者様に早急なサービス利用の必要性があったため、今回、事後での承認を頂く形となります。

また、この事業所については平成29年6月より千葉県の指定を受けた居宅介護支援事業所であり、委託契約を締結する事については、特に支障はないと判断しています。

議題(1)―② 令和4年度指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託について

●指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメント:介護予防支援も介護予防ケアマネジメントも基本的な考え方や流れは同じであり、要支援者等がサービスの円滑な利用ができるよう、心身の状況を把握しケアプランを作成したり、サービス事業者との連絡調整等を行う業務です。

●令和4年4月1日現在、40事業所(市内10事業所、市外30事業所)と契約しております。今回追加となる下記の事業所より本市との業務委託契約の希望がありましたので、承認を求めるものです。

令和4年度 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務 委託事業所(追加分)

No.	事業所番号	事業所名	居宅介護支援事業所			運営主体	
			住所	指定有効 開始年月日	指定有効 終了年月日	住所	法人名
1	1270500927	株式会社 オクターヴ 居宅介護支援事業所	千葉県緑区あすみが丘8丁目10-1	2019/4/1	2025/3/31	千葉県千葉市あすみが丘8丁目10-1	株式会社 オクターヴ

【補足説明】

この事業所については平成19年3月より千葉県の指定を受けた居宅介護支援事業所であり、委託契約を締結する事については、特に支障はないと判断しています。

議題(2) 令和3年度地域包括支援センター事業の実績について

1 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント

(1) 指定介護予防支援

予防給付の対象となる要支援者の自立支援を目的とした介護予防サービスの適切な利用に向けての支援

	令和元年度 (うち新規)	令和2年度 (うち新規)	令和3年度 (うち新規)
ケアプラン作成数 (総数)	2,109 (83)	2,201 (60)	2,091 (45)
(総数) のうち包括担当数	1,058 (30)	1,170 (23)	1,016 (11)
(総数) のうち委託事業所担当数	1,051 (53)	1,031 (37)	1,075 (34)
委託率	50%	47%	51%

(2) 介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業対象者の介護予防や生活支援を目的とした、適切なサービスの利用に向けた支援であり、介護予防・日常生活支援総合事業の平成27年度開始に伴い実施

	令和元年度 (うち新規)	令和2年度 (うち新規)	令和3年度 (うち新規)
ケアプラン作成数 (総数)	1,682 (69)	1,534 (52)	1,576 (60)
(総数) のうち包括担当数	811 (34)	777 (34)	782 (22)
(総数) のうち委託事業所担当数	871 (35)	757 (18)	794 (38)
委託率	52%	49%	50%

【参考】委託契約締結事業所

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委託契約締結事業所数	48	48	44
うち 実績あり (稼働率)	40 (83%)	35 (73%)	35 (79%)

2 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務・権利擁護業務

地域の高齢者に対する様々な相談の対応 (総合相談支援業務) ・高齢者虐待の予防と対応や成年後見制度利用に向けた支援等、判断力の低下した高齢者に対する支援等の対応 (権利擁護業務)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(総 計)	3,762	3,455	3,792
(総計) のうち地域包括支援センター対応 (実人員)	677	606	539
(総計) のうち地域包括支援センター対応 (延対応回数)	2,950	2,649	2,972
(総計) のうちランチ対応 (延対応回数)	812	806	823
(総計) のうち虐待に関する数	実14/延92 (うち市が虐待と判断した実人員3)	実11/延73 (うち市が虐待と判断した実人員1)	実19/延269 (うち市が虐待と判断した実人員1)
(総計) のうち日常生活自立支援事業に関する数	実4/延20	実7/延28	実7/延29
(総計) のうち成年後見制度に関する数	実32/延192	実31/延227	実31 /延218
(参考) 成年後見制度市長申立件数	7件	10件	8件

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の包括的な支援に向けたネットワークづくりやケアマネジャーに対する個別支援等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ケアマネジャーからの相談	実54/延137	実42/延93	実48/延112

※上記のほか、地域ケア会議 (困難事例の解決に向けた会議、地域課題の解決に向けた会議及び自立支援に資するケアマネジメントの振り返りのための会議等) を開催した。

【センター別相談件数】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(総 計)	2,950	2,649	2,972
(総計) のうち地域包括支援センター対応	実323/延680	実327/延763	実198/延525
(総計) のうち地域包括支援なうらサブセンター対応	実237/延1,135	実208/延1,184	実251/延1417
(総計) のうち地域包括支援ひらかわサブセンター対応	実207/延1,135	実138/延702	実146/延1030

3 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護機関の連携を推進し、在宅において切れ目のないサービスを受けられるような体制の整備を図る。（平成27年度より実施）

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
在宅医療・介護連携推進協議会 開催回数	2	2	3
多職種研修会 開催回数	4	0	3
市民への普及啓発 開催回数	1	1	0

※平成30年度より地域の医療・介護関係者等からの相談受付を行う「在宅医療・介護連携支援相談窓口」を地域包括支援センターに開設した。

R3市民への普及啓発については、研修を予定していたが新型コロナウイルス感染症防止の観点から開催を中止した。

4 生活支援体制整備事業

住民同士の助け合いやNPO等多様な主体による生活支援サービスの充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを進める。（平成28年度より実施）

【実施状況】

●協議体の開催

平成28年度より事業開始し、市内3圏域（昭和・根形圏域、長浦・蔵波圏域及び平岡・中富圏域）で第2層圏域協議体を発足

現在、市内5圏域（昭和、根形、長浦、蔵波、平岡・中富）とし、各圏域で協議体を開催している。

●生活支援コーディネーター（SC）の配置及び活動

市内全域を担当する第一層SCを地域包括支援班内に1名配置し、2層5圏域を社会福祉協議会への委託により3名のSCが担当し、協議体の運営・講座開催による普及啓発・事業周知の広報活動等を行った。

●令和3年度の主な取組み例

地域での助け合い・支え合い活動する個人や団体、活動に興味のある方に対し、2つのテーマ別に意見交換を行った。

第1回 「高齢者の情報入力を高める取組」（高齢者向けスマホ教室の実施状況など）

第2回 「地域の移動支援について」（移動支援、移動販売のマッチングについて）

5 認知症施策

（1）認知症施策推進検討委員会

認知症初期集中支援チームの運営や認知症施策の推進について検討。（平成27年度より実施）

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数	3	3	3

（2）認知症初期集中支援チーム

認知症の人（疑い含む）とその家族に対し、初期の段階から複数の専門職で構成されるチームが包括的、集中的に関わり、自立した生活に向けての支援、介護負担の軽減を図る。（平成27年度より実施）

【実施状況】

チーム員による訪問活動を実施。また、効果的な支援を検討するため、チーム員会議を月2回実施。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規対象者	8	5	11
訪問回数（延）	8	5	14

（3）認知症カフェ

認知症の人、家族、地域住民、介護職等が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、交流や情報交換を通じて認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る。

【現状】

現在市内に地域住民、ボランティア等により3箇所の認知症カフェが開設されており、市としては周知活動とともに、必要に応じて職員の派遣を行う等、後方支援を行っている。

（4）認知症おでかけ安心シールの交付

認知症の人（疑いを含む）に対し、あらかじめ家族等の申請によりQRコードが記載されたシールを交付し、衣服や所持品に貼付しておくことにより、発見した際にQRコードを携帯等の端末で読み取ると、登録した家族や市へメールが届き、早期に家族へ引渡しができるもの。

令和3年度

交付件数 1件

（5）認知症家族のつどい

認知症の方を介護する家族同士が介護経験や思いを分かち合ったり、アドバイスをし合い、交流を深め、支え合いとつながりを促進し、介護負担の軽減を図る。（平成22年度より実施）

【実施状況】

年4回開催。毎回、袖ヶ浦さつき台病院医師・介護福祉士が出席。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数	3	3	3
人数（延）	23	22	19

(6) 認知症サポーター養成講座

認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族の暮らしやすい地域をつくる。(平成19年度より実施)

【実施状況】

市内小中高等学校、地区サロン、福祉施設等の他、オープンクラスの開催。

	平成19~30	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数	248	19	6	5
人数	8,769	510	86	54

6 介護予防・生活支援総合事業

要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、多様な主体による多様なサービスを提供し、効果的・効率的に介護予防や日常生活支援を行う。

【多様なサービスの実施状況】

●訪問型サービスA(平成28年度より開始)

5事業所を指定し、市内2事業所においてサービス提供。令和4年2月末現在(3月審査)、利用者5人。

●訪問型サービスB・訪問型サービスD・通所型サービスB(令和2年度より開始)

令和4年3月末現在	登録団体数	利用者延人数
訪問型サービスB	2	7
訪問型サービスD	1	1
通所型サービスB	1	66

●訪問・通所一体型短期集中サービスC(平成29年度より開始)

リハビリテーション専門職との連携により、サービス開始。令和3年度 利用者64人。

7 一般介護予防事業

あらゆる高齢者を対象とした住民主体の通いの場の充実等、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な介護予防の取り組みの実施及び推進を図る。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
おらが出張講座	39回実施 833人参加	54回実施 762人参加	61回実施 921人参加
袖ヶ浦いきいき百歳体操 参加者数/団体数	1,270人/65団体	1,238人/66団体	1,130人/63団体
認知症予防教室(頭の元気トレーニング)	10回実施 181人参加	7回実施 75人参加	11回実施 112人参加

8 その他

(1) 家族介護教室

特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人3法人に委託して、家族介護者が介護方法や介護のサービスについて学ぶ「家族介護教室」を開催し、安心して介護を続けることができるよう支援を行った。

令和3年度
11回実施 68人参加

(2) 頭の元気測定会

認知機能評価支援システムを使用した簡易な検査で、おおまかな認知機能を判定し、認知機能の自己確認や認知症への関心を高める。希望者へ出張測定を実施

令和3年度
3回実施 23人参加

地域包括支援センターの事業の概要等について

1

(1) 地域包括支援センターとは

- ・平成18年度の介護保険制度改正により、地域支援事業が創設されました。
- ・地域支援事業とは、市町村が行うもので、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものであり、これらの中心的役割を果たすのが「地域包括支援センター」です。
- ・本市においては、平成19年度に袖ヶ浦市役所高齢者支援課内に地域包括支援センターを設置しました。

(2) 本運営協議会について

- ・地域包括支援センターについては、その適切、公正かつ中立な運営を確保するため、「地域包括支援センター運営協議会」を設置することとされています。
- ・本協議会は、この「地域包括支援センター運営協議会」を兼ねています。

2

(3) 地域包括支援センターの業務について

地域包括支援センターでは・・・

- ・高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応や支援
- ・要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ・高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護

等の業務を行っております。

以上を含む地域包括支援センターの業務は

【地域支援事業】

【指定介護予防事業】

にそれぞれ分類されています。

3

地域支援事業

【包括的支援事業】

(ア) 地域包括支援センターの運営 **必須**

- 総合相談支援業務(あらゆる高齢者への相談支援)
- 権利擁護業務(高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応等)
- 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(ケアマネジャーへの支援等)
- 介護予防ケアマネジメント(基本チェックリスト該当者に対して、総合事業における訪問、通所サービスの円滑な利用に向けたケアプランの作成等を含むマネジメント)
- (イ)在宅医療・介護連携推進事業
- (ウ)生活支援体制整備事業
- (エ)認知症総合支援事業

【介護予防・日常生活支援総合事業】※

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防ケアマネジメント **必須**(要支援者に対して、総合事業における訪問、通所サービスの円滑な利用に向けたケアプランの作成等を含むマネジメントであり、上記包括的支援事業のものと同内容)
- (イ)一般介護予防事業

任意事業【認知症高齢者見守り事業、認知症サポーター養成等事業 等】

指定介護予防支援【介護保険の予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービスの適切な利用を行うための、ケアプランの作成を含むマネジメント】 **必須**

4

※介護予防・日常生活支援総合事業について

【介護予防・日常生活支援総合事業とは】

- 介護保険法第115条の45において規定されている地域支援事業の一つで、被保険者が要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減や悪化の防止と、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための施策を、総合的かつ一体的に行う事業をいいます。

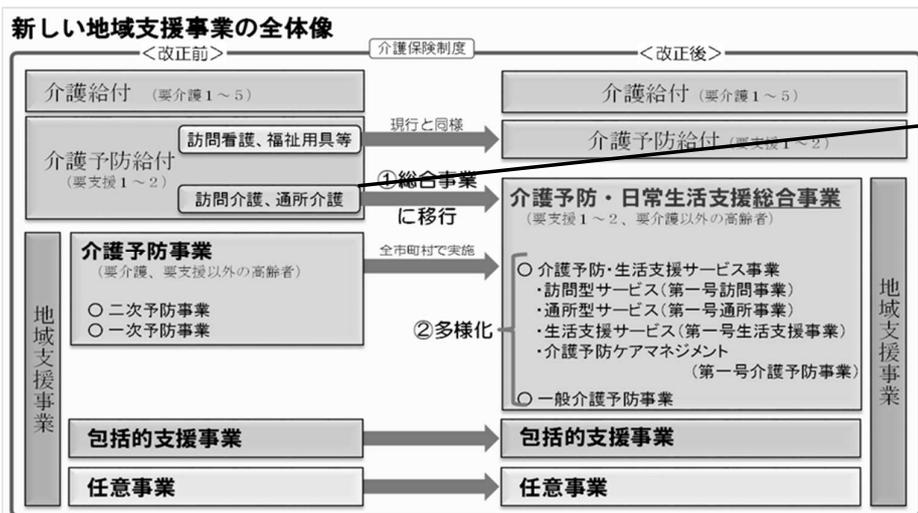
介護予防・日常生活支援総合事業の詳細については 別添 参考資料② をご参照ください

介護予防・日常生活支援総合事業について(1)

【介護予防・日常生活支援総合事業とは】

- 介護保険法第115条の45において規定されている地域支援事業の一つで、被保険者が要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減や悪化の防止と、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための施策を、総合的かつ一体的に行う事業をいいます。
- 平成27年度の介護保険制度改正により、地域支援事業は図のように見直され、本市では平成28年3月1日より実施しています。

1



改正により、従来介護予防給付として国一律の基準により行われていた要支援認定者向けの訪問介護、いわゆるヘルパーサービスと通所介護、いわゆるデイサービスが、市町村ごとに地域の特性に合わせて実施する地域支援事業に組み込まれることとなりました。

従来より市町村ごとに実施していた介護予防事業(二次予防事業・一次予防事業)と一体的に制度の設計・運営を行うことで、より効果的・効率的に介護予防と生活支援を実施することが求められることとなりました。

このヘルパーサービス及びデイサービスと介護予防事業を合わせて運営していく事業が介護予防・日常生活支援総合事業となります。

2

介護予防・日常生活支援総合事業について(2)

【事業の対象者】

要支援認定者

基本チェックリスト(25項目の質問)を実施し、一定の項目に該当し心身の低下がみられる方

※一般介護予防事業は65歳以上のすべての方が対象

【事業の構成】

○介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス(第1号訪問事業)

通所型サービス(第1号通所事業)

その他生活支援サービス(第1号生活支援事業)

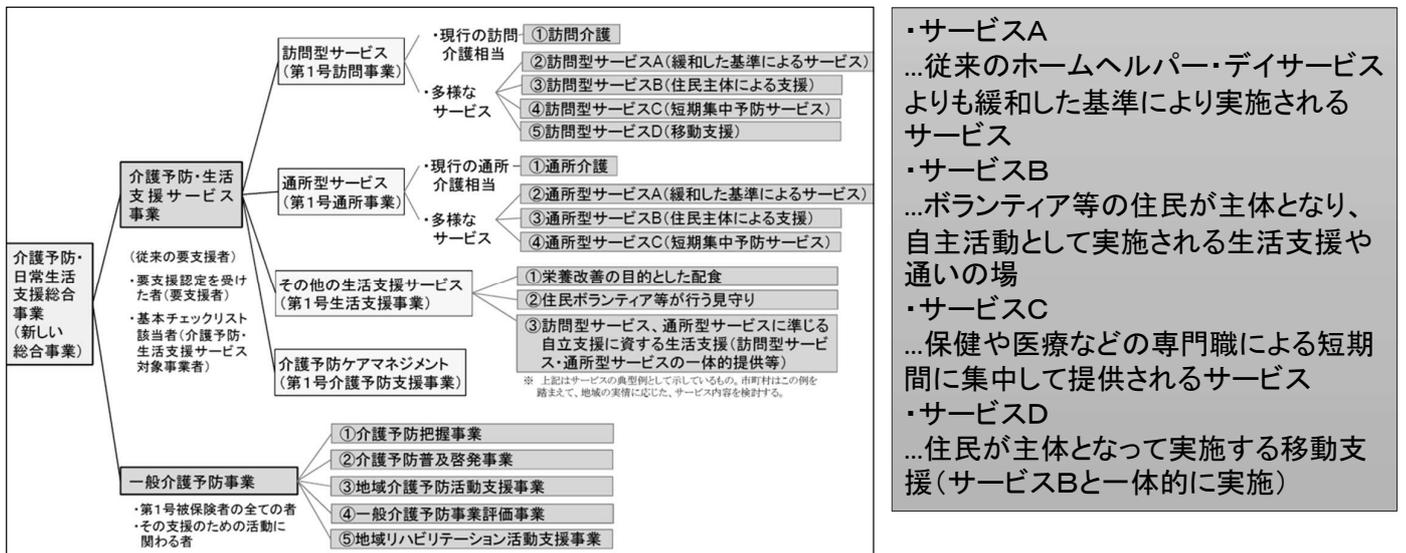
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防事業)

○一般介護予防事業

3

介護予防・日常生活支援総合事業について(3)

訪問型サービス・通所型サービスのうちの多様なサービスは下記の通りに分けられます。



- ・サービスA
...従来のホームヘルパー・デイサービスよりも緩和した基準により実施されるサービス
- ・サービスB
...ボランティア等の住民が主体となり、自主活動として実施される生活支援や通いの場
- ・サービスC
...保健や医療などの専門職による短期間に集中して提供されるサービス
- ・サービスD
...住民が主体となって実施する移動支援(サービスBと一体的に実施)

4

令和３年度重点事業（重点目標）とした事業の実績について

令和３年度地域包括支援センターの重点事業とした事業の実績について説明します。

（令和３年度の重点目標及び事業計画については別紙参考資料④を参照ください）

【重点事業と令和３年度の実績】

事業	事業計画	目標値	実績
			今後の取組等
5 生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターによる地域の高齢者の生活支援に関する相談対応を強化し、<u>相談解決のための互助活動促進を行う。</u>（社会福祉協議会に委託。） 第1層協議体において市内全域の共通課題の検討等を行う。 	住民主体の支援活動団体数 新規登録数 1 団体	新規活動 2 団体 市内で新規 2 団体が活動を開始した。 今後は、引き続き、既活動団体の活動と、高齢者の生活支援を担う新たな団体の発掘および活動団体と支援を必要とする高齢者のマッチングを行っていく。
6 認知症支援に関する事業 （認知症総合事業・認知症高齢者見守り事業・認知症サポーター等養成事業）	<ul style="list-style-type: none"> <u>学童から成人まで幅広い年代に認知症サポーターの養成を行い、認知症に対する理解を深める。</u> 認知症サポーターのステップアップ研修等を通し、サポーターの自主的地域活動を進める。 認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターにおける認知症への相談対応、家族のつどい、認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減を図る。 認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援を行う。 	認知症サポーター養成数 500人	養成数 54人 新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の生徒を集めて行うなどの大人数での実施が困難となったため、認知症サポーター養成人数は目標は下回った。 今後についても、当面の間は、大人数での実施が困難であるが、感染拡大防止対策に配慮しながら開催可能な範囲で実施し、引き続き認知症に対する理解を広げていく。
9 一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> <u>袖ヶ浦いきいき百歳体操の未実施地区に対して普及啓発活動を行い、新規開始につなげる。</u> 袖ヶ浦いきいき百歳体操実施団体に対し、体力測定やリハビリ専門職等からの助言を行い、体操参加者の継続に努める。また、活動団体へ感染症予防対策の周知を行う。 <u>介護予防サポーター（はつらつシニアサポーター）の養成やスキルアップ研修により、介護予防の普及活動を自主的に行える者を増やす。</u> 口腔機能、失禁予防、認知症予防等の講演会や教室等により介護予防の取組みの充実を図る。なお、開催時は感染症予防対策を十分に行ったうえ実施する。 	①いきいき百歳体操参加者数 新規参加者 86人（前年比増人数） ②はつらつシニアサポーター数 新規参加者（養成者数） 11人	①参加者数合計 前年比 113名減 ②新規 1名参加 ①について、新規に活動を開始した団体が 2 団体（16名）あったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、自主的な活動の自粛、休止に伴い参加者数は減少した。 ②について、養成講座 2 回を計画し、参加者を募集したものの申し込みがなかったため、追加で 3 回目を募集し応募のあった 1 名を養成した。 今後も、高齢者のフレイル状態の予防のため、介護予防の活動団体への支援や普及啓発などの取組を行っていく

事業	事業計画	目標値	実績
			今後の取組等
地域包括支援センターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問活動や窓口での対応を通じて高齢者のニーズを的確に把握し、関係機関と連携し包括的な支援に努める。 ・広報への掲載や各種事業実施の際等、様々な機会を利用して、地域包括支援センター(サブセンター含む)の周知を行っていく。 ・今後の組織体制や運営について関係課と連携し、業務内容や人員体制の検討を進めていく。 ・令和4年度の長浦地区地域包括支援センター開設に向けた事業者選定を行なう。事業者決定後は、開設に向け円滑な業務が遂行できるよう、事業者と引き継ぎを十分に行う。 	長浦地区事業者を選定	長浦地区について事業者選を公募したものの、参加表明のあった法人の辞退により事業者は決定しなかった。
			令和4年度に平川地区と合わせ再公募を行う。

令和３年度 袖ヶ浦市地域包括支援センターにおける重点目標及び事業計画

1 重点目標

- (1) 地域住民、医療介護関係者、民間事業者等、地域のあらゆる関係者との連携を強化し、高齢者の生活を支える取組みの充実に向けて、地域全体での支え合いの体制づくりを進める。
- (2) 様々な健康状態における高齢者に対してその状態に合った介護予防の取組みを進め、自立支援を促進する。
- (3) 支援を必要とする高齢者等への対応の強化、充実を図る。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を注視しつつ、介護予防の取組を進める。

2 事業計画

※網掛け事業は重点事業

	事業	事業計画
1	総合相談支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターやランチの相談対応・実態把握活動により、高齢者のニーズを的確に把握し、適切な制度やサービス、機関につなげる。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。
2	権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待又は虐待が疑われるケースについて、高齢者の安全と必要な医療・介護の提供が守られるよう支援する。また、養護者への支援も行い、再発防止を図る。 ・認知機能低下による消費者被害、セルフネグレクト、家庭内の複合的問題等の課題を抱えた高齢者が、尊厳が守られ地域での生活を継続できるよう、関係機関と連携して支援を行う。 ・個別ケースの支援方針や支援方法、支援の進捗について、センター内で共有・検討する。
3	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (地域ケア会議推進事業を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス事業者会議においてケアマネジャーへの資質向上に向けた研修会の開催や情報の提供等を行う。 ・袖ヶ浦市ケアマネジャーネットワークの活動が促進されるよう、役員会に出席し、研修会の開催をはじめとする活動の後方支援を行う。 ・個々のケアマネジャーに対し、適宜個別ケースへの助言及び支援を行う。 ・個別課題検討型・地域課題検討型・自立支援型の各地域ケア会議を開催し、ケース毎の問題解決や自立支援の資するケアマネジメントに向けた支援を行う。また地域で取り組む課題について、地域ケア推進会議で検討する。 ・各会議について、感染症予防対策として、リモート会議など開催形式を工夫して取り組む。
4	在宅医療・介護連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「袖ヶ浦市医療情報一覧」及び「君津圏域医療・介護多職種連携エチケット集」の活用を促進を図る。 ・「在宅医療・介護連携推進協議会」「多職種協働研修会」を通じて、市内関係者の連携を図り、顔の見える関係づくりに努める。 ・市民向け講演会の開催等による在宅医療の普及啓発を行う。 ・在宅医療・介護連携支援相談窓口寄せられる関係者からの相談について「医療介護連携地域相談サポート医（君津木更津医師会へ業務委託）」への相談につなげる等対応する。 ・各会議等についてコロナ禍でのリモート会議や動画視聴など、実施形式を工夫して取り組む。

5	生活支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターによる地域の高齢者の生活支援に関する相談対応を強化し、相談解決のための互助活動促進を行う。（社会福祉協議会に委託。） 第1層協議体において市内全域の共通課題の検討等を行う。 	
		目標値	
		住民主体の支援活動団体数	1団体（新規登録数）
6	認知症支援に関する事業（認知症総合事業・認知症高齢者見守り事業・認知症サポーター等養成事業）	<ul style="list-style-type: none"> 学童から成人まで幅広い年代に認知症サポーターの養成を行い、認知症に対する理解を深める。 認知症サポーターのステップアップ研修等を通し、サポーターの自主的・地域活動を進める。 認知症初期集中支援チームや地域包括支援センターにおける認知症への相談対応、家族のつどい、認知症おでかけ安心シールの活用等により、本人の安心した生活への支援や家族の精神的負担の軽減を図る。 認知症カフェの新規開設や継続に向けた支援を行う。 	
		目標値	
		認知症サポーター養成数	500人（新規養成数）
7	指定介護予防支援・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のニーズを的確に把握し、必要なサービスの調整を行う。 センター職員の研修の受講やセンター内での助言指導により、自立支援に資するケアマネジメントに努める。 	
8	第1号介護予防支援事業以外の介護予防・生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> リハビリ専門職による短期集中サービスCについて、利用促進を図る。 住民主体により提供されるサービスBやDについて、既存団体等への働きかけや新たな担い手の発掘により、サービスの創設を図る。 	
9	一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> 袖ヶ浦いきいき百歳体操の未実施地区に対して普及啓発活動を行い、新規開始につなげる。 袖ヶ浦いきいき百歳体操実施団体に対し、体力測定やリハビリ専門職等からの助言を行い、体操参加者の継続に努める。また、活動団体へ感染症予防対策の周知を行う。 介護予防サポーター（はつらつシニアサポーター）の養成やスキルアップ研修により、介護予防の普及活動を自主的に行える者を増やす。 口腔機能、失禁予防、認知症予防等の講演会や教室等により介護予防の取り組みの充実を図る。なお、開催時は感染症予防対策を十分に行ったうえ実施する。 	
		目標値	
		いきいき百歳体操参加者数	86人（新規参加者）
		はつらつシニアサポーター数	11人（新規参加者）
10	成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備について、関係各課や関係機関と協議・検討を行っていく。 市長による後見等申立てや後見制度利用のための費用助成が、必要に応じて適切に行われるよう支援を行う。 	
11	家族介護教室事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人3事業所へ委託し、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減につながるような内容を企画し、全12回実施する。 開催時は、事業者と協議のうえ、感染症予防対策に十分配慮した方法で実施する。 	

12	地域包括支援センターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問活動や窓口での対応を通じて高齢者のニーズを的確に把握し、関係機関と連携し包括的な支援に努める。 ・広報への掲載や各種事業実施の際等、様々な機会を利用して、地域包括支援センター（サブセンター含む）の周知を行っていく。 ・今後の組織体制や運営について関係課と連携し、業務内容や人員体制の検討を進めていく。 ・令和4年度の長浦地区地域包括支援センター開設に向けた事業者選定を行なう。事業者決定後は、開設に向け円滑な業務が遂行できるよう、事業者と引き継ぎを十分に行う。
----	-----------------	--

地域密着型サービス事業者公募に係る事業者選定について

1 地域密着型サービス事業者の公募について

袖ヶ浦市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、介護サービスに係る地域密着型サービス事業の適正な整備・充実を図るため、施設等を整備・運営する事業者を選定するために公募を実施しました。

今回公募を実施したサービスについては、令和3年11月に整備運営事業者を決定したところですが、12月28日付けで整備運営事業者より辞退届の提出があり、再度公募を実施したものです。

2 公募したサービス等

（1）公募したサービス

種類	条件	定員等	整備地域
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	創設 1施設	定員 29人 ユニット型とする	市内全域

（2）開設年度

令和5年度中

3 整備運営予定事業者の公募と選定について

整備運営予定事業者の公募は、令和4年3月1日から3月11日まで事業者からの応募を受けました。

その後、市職員で構成する袖ヶ浦市地域密着型サービス施設等整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、3月25日に応募事業者からの提案書類、プレゼンテーションに基づき審査を行い、別紙のとおり整備運営予定事業者を選定いたしました。

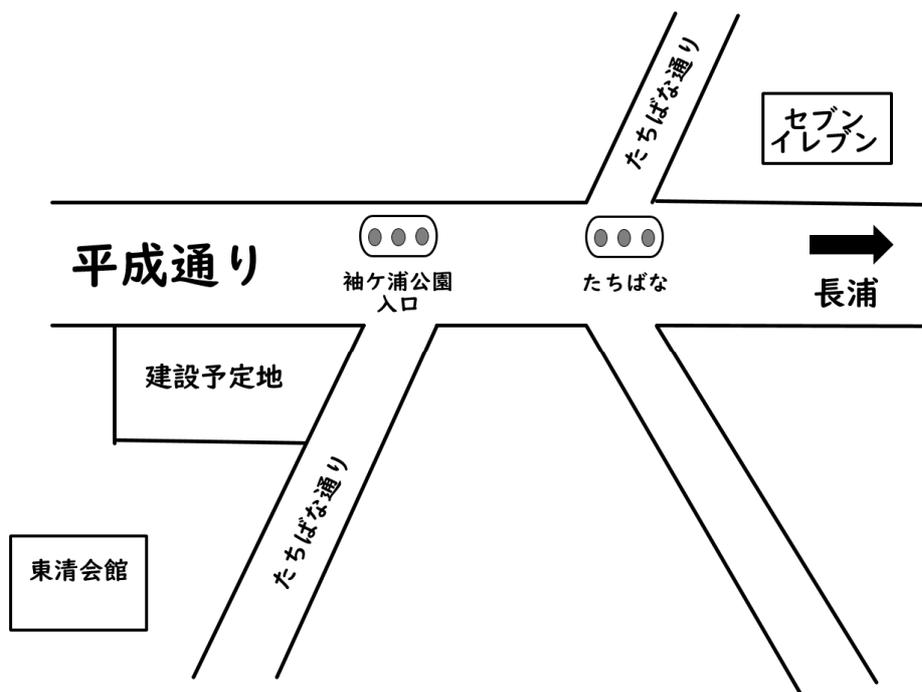
選定委員会の選定結果及び介護保険運営協議会委員の皆様のご意見等を踏まえ、今後、市長が整備運営事業者を決定します。

○ 応募状況

種類	応募事業者
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型特別養護老人ホーム)	1事業者

○ 選定結果

- (1) 整備予定地 袖ヶ浦市神納2421番地3
- (2) 法人名 社会福祉法人 恒久福祉会
- (3) 法人所在地 木更津市中島2357-1
- (4) 代表者 理事長 山口 宗大
- (5) 開設予定年月 令和6年3月



議題(4) 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について

●**介護予防・日常生活支援総合事業**：高齢者が要介護状態等となることを予防したり、要介護状態等の軽減や悪化の防止、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した生活を営むことができるよう支援する事業。

●介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業者の指定について、新規指定が2件あったことから報告するものです。なお令和4年5月1日現在、第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）については40事業所、第1号通所事業（通所介護相当サービス）については44事業所を指定。

【新規】

事業所名	住所	サービス種別	運営主体			指定日	
			法人名	代表者役職	代表者	指定日	指定終了日
ヘルパーステーション アドバンス	千葉県木更津市 祇園1-23-2 アメニティ祇園C101	第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当 サービス)	合同会社Nightingale	代表社員	安田 匡宏	令和4年5月1日	令和10年3月31日
株式会社青い星	千葉県袖ヶ浦市 蔵波台4-20-11	第1号訪問事業 (介護予防訪問介護相当 サービス)	株式会社青い星	代表取締役	鈴木 美枝子	令和4年5月1日	令和10年4月30日